

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	抑留犬の返還	
根拠条例等・条項	堺市狂犬病予防法施行細則第9条	
所 管 課	健康福祉局 保健所 動物指導センター	
審 査 基 準	法第6条第1項又は第18条第1項の規定により抑留された犬の所有者は、その犬の返還を受けようとするときは、抑留犬返還申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。（堺市狂犬病予防法施行細則第9条） 予防員は、第四条に規定する登録を受けず、若しくは鑑札を着けず、又は第五条に規定する予防注射を受けず、若しくは注射済票を着けていない犬があると認めたときは、これを抑留しなければならない。（狂犬病予防法第6条第1項） 予防員は、第一項の規定により犬を抑留したときは、所有者の知っているものについてはその所有者にこれを引き取るべき旨を通知し、所有者の知れていないものについてはその犬を捕獲した場所を管轄する市町村長にその旨を通知しなければならない。（狂犬病予防法第6条第7項） 都道府県知事は、狂犬病のまん延の防止及び撲滅のため必要と認めるときは、予防員をして第十条の規定によるけい留の命令が発せられているにかかわらずけい留されていない犬を抑留させることができる。（狂犬病予防法第18条第1項）	
標準処理期間	標準処理期間	即日
	標準処理期間を設定できない理由	